



茨城県報

第 189 号

令和 3 年 (2021 年) 3 月 18 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県住民基本台帳法等施行細則の一部を改正する規則 (市町村課)	2
●鹿島臨海工業地帯造成用地の取得に伴う移転対策事業実施規則の一部を改正する規則 (立地整備課) ..	2
●鹿島臨海工業地帯造成事業に係る替地の減額譲渡及び無償貸付けに関する規則の一部を改正する規則 (立地整備課)	2
(公 安 委 員 会)	
●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	3
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (2 件) (廃棄物対策課)	3
●大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課)	8
●家畜伝染病予防法に基づく検査の命令 (畜産課)	10
●豚熱の予防注射の実施 (畜産課)	16
●家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求 (畜産課)	16
●家畜等の移動等の禁止の廃止 (畜産課)	17
●道路の供用の開始 (7 件) (道路維持課)	17
●道路の占用を制限する区域の変更 (3 件) (道路維持課)	19
●道路の占用を制限する区域の解除 (道路維持課)	20
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	20
●指定確認検査機関の事務所の所在地の変更 (建築指導課)	21
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●選挙管理委員会第 3 回定例会の招集.....	21
公 告	
●都市計画事業の施行者の名称等 (3 件) (道路建設課)	22
●落札者等の公示 (8 件) (下水道事務所)	23
(病 院 局)	
●落札者等の公示.....	28
(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会)	
●令和 3 年度目標増殖量公示.....	28
規 程	
(病 院 事 業 管 理 者)	
●茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程.....	29
●病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程.....	32

指 示
(内水面漁場管理委員会)

●漁業法に基づく指示……………33

規 則

茨城県規則第 7 号

茨城県住民基本台帳法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県住民基本台帳法等施行細則の一部を改正する規則

茨城県住民基本台帳法等施行細則（平成14年茨城県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード

様式第 1 号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第 8 号

鹿島臨海工業地帯造成用地の取得に伴う移転対策事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

鹿島臨海工業地帯造成用地の取得に伴う移転対策事業実施規則の一部を改正する規則

鹿島臨海工業地帯造成用地の取得に伴う移転対策事業実施規則（昭和42年茨城県規則第79号）の一部を次のように改正する。

別記様式（その 1）及び別記様式（その 3）中「」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第 9 号

鹿島臨海工業地帯造成事業に係る替地の減額譲渡及び無償貸付けに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

鹿島臨海工業地帯造成事業に係る替地の減額譲渡及び無償貸付けに関する規則の一部を改正する規則

鹿島臨海工業地帯造成事業に係る替地の減額譲渡及び無償貸付けに関する規則（昭和59年茨城県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「罫」を削る。

様式第 2 号中「㊟」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

### 茨城県公安委員会規則第 3 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県公安委員会委員長 本 間 源 基

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成 21 年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 笠間の部中「岩間交番」を「岩間駅前交番」に改め、同表大子の部中「大子町池田、大子（近町を除く。）」を「大子町浅川、池田、上岡、大子、山田」に改め、同表つくばの部荖崎交番の項中「、庄兵衛新田」を削り、同表境の部岩井地区交番の項位置の欄中「、小山」を削る。

別表第 2 大子の部浅川駐在所の項を削り、同部小生瀬駐在所の項中「大子町内大野」の次に「、大生瀬」を加え、同部頃藤駐在所の項中「頃藤（定本、中沢、長久保、宮平、宿及び横石）、栃原」を「北富田、頃藤、西金、栃原、盛金」に改め、同部西金駐在所の項を削り、同部下野宮駐在所の項中「大子町大生瀬、川山」を「大子町川山」に改め、同表つくばの部柴崎駐在所の項中「桜三丁目まで」の次に「、さくらの森」を、「中根」の次に「、春風台」を、「横町」の次に「、流星台」を加え、同表境の部小福田駐在所の項中「幸主」の次に「、ごかみらい」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 笠間の部の改正規定、同表大子の部の改正規定及び別表第 2 大子の部の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
告 示
~~~~~

### 茨城県告示第 268 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

#### 1 指定する区域

稲敷郡阿見町中央八丁目 1331 番 20 の一部、1331 番 56 の一部（別図のとおり）

#### 2 法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

水銀及びその化合物

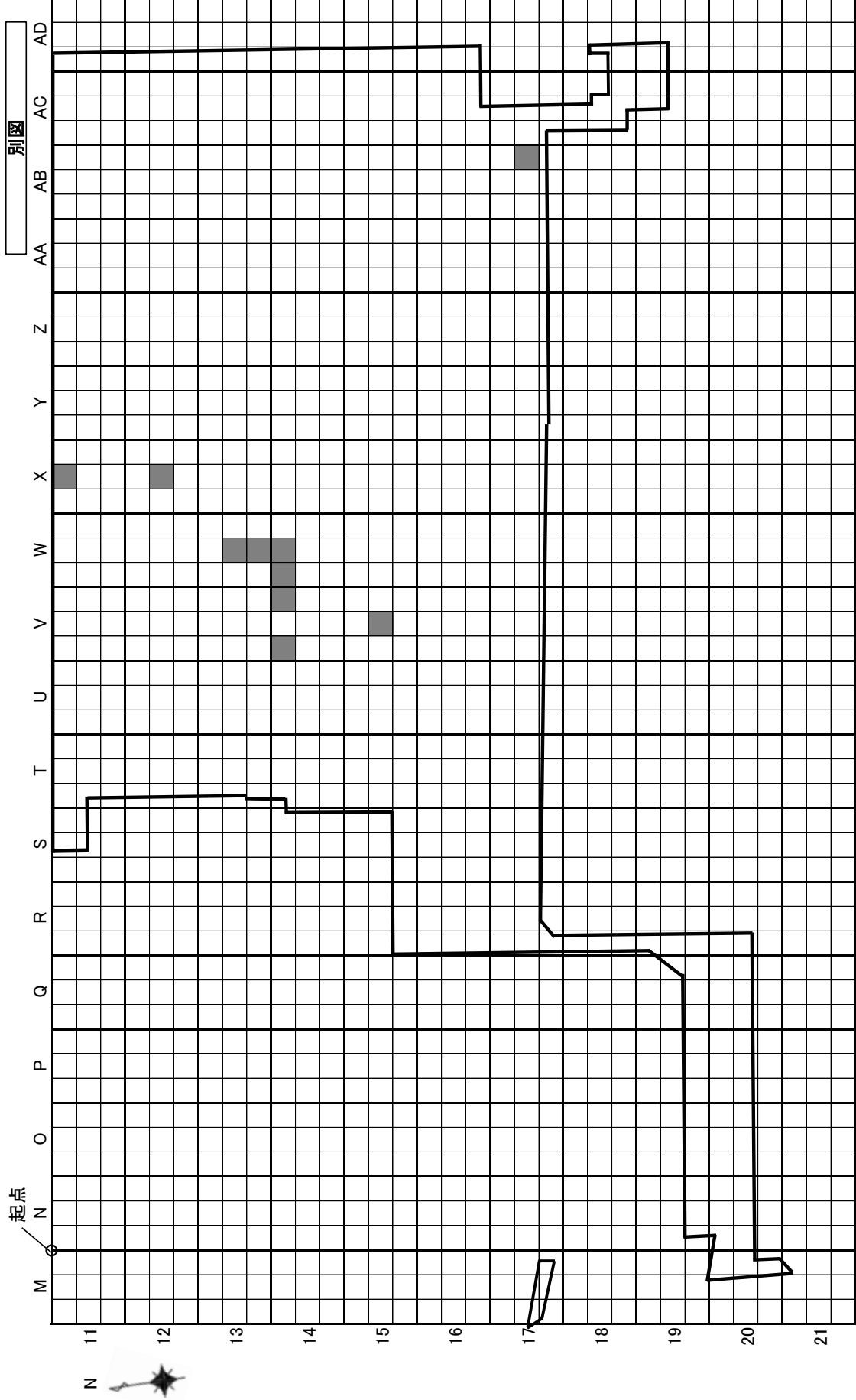
セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

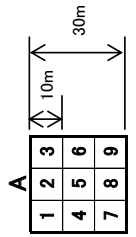
砒素及びその化合物

3 法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図



※ メッシュ番号の枝番号は、右図のとおり

◼ : 形質変更時要届出区域  
 〃 : 土壌汚染状況調査対象範囲

<凡例>

**茨城県告示第269号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和 彦

**1 指定する区域**

ひたちなか市大字田彦字寄井新田1010番1の一部（別図のとおり）

**2 法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称**

鉛及びその化合物

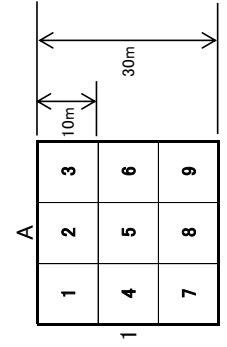
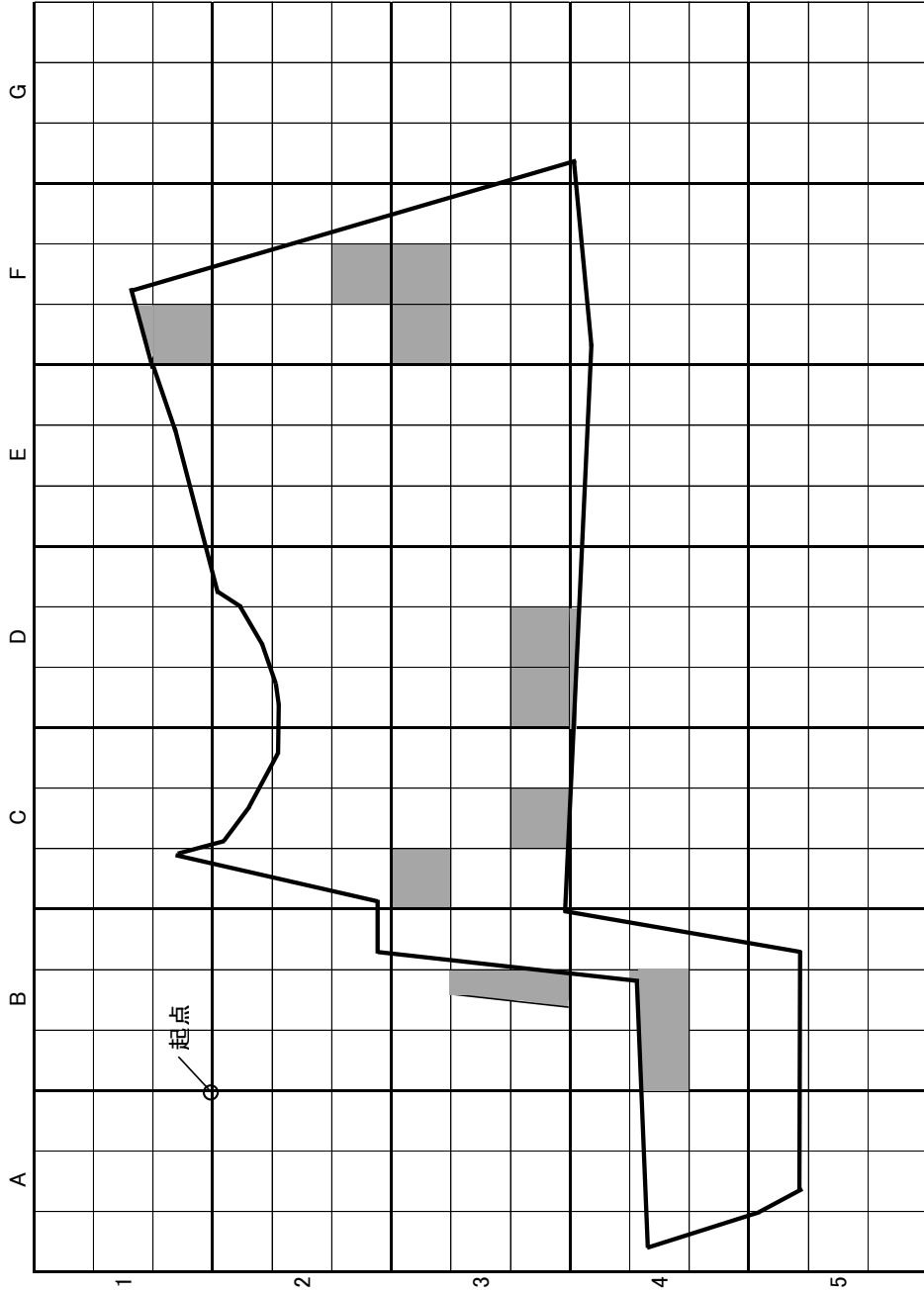
ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

**3 法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称**

鉛及びその化合物

別 図



※ メッシュ番号の枝番号は、右図のとおり

- <凡例>
- : 形質変更時要届出区域
  - : 土壌汚染状況調査対象範囲

**茨城県告示第270号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

**1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名****(1) 名称及び代表者氏名**

株式会社日立リアルエステートパートナーズ

代表取締役 戸塚 直樹

**(2) 住所**

東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1

**2 届出事項の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ヨークタウンひたちなか

ひたちなか市大字東石川字下屋敷3614-1 外

**(2) 変更した事項**

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都千代田区内神田一丁目1番14号

(変更後) 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1

**(3) 変更の年月日**

令和3年3月1日

**(4) 変更する理由**

設置者の住所が変更となったため

**3 届出年月日**

令和3年3月9日

**4 縦覧の場所**

茨城県産業戦略部中小企業課

**茨城県告示第271号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦



1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 山本 慎一郎

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ田尻店

日立市田尻町三丁目903番 1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小瀨 裕正

(変更後) 代表取締役 山本 慎一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 令和 2 年 3 月 1 日

イ 令和 2 年 3 月 1 日 外

(4) 変更する理由

ア 設置者の代表者の変更のため

イ 小売業者の入れ替え及び一部の代表者の変更のため

3 届出年月日

令和 3 年 3 月 9 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 山本 慎一郎

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ田尻店

日立市田尻町三丁目903番 1

### (2) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置

イ 荷さばき施設の位置

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前 2 時～午後 10 時

(変更後) C-1 午前 2 時～午後 10 時

C-2 午前 6 時～午後 9 時

### (3) 変更の年月日

ア、イ、ウ 令和 3 年 11 月 10 日

エ 令和 3 年 3 月 10 日

### (4) 変更の理由

小売業者の変更に伴い駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等保管施設の位置を変更するため

## 3 届出年月日

令和 3 年 3 月 9 日

## 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第273号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ症及び結核、牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、馬伝染性貧血、豚熱、アフリカ豚熱、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家さんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 牛のブルセラ症及び結核検査

### (1) 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生予防のため

### (2) 実施する区域

県下一円

### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

### (4) 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林水産省令第 35 号。以下「規則」という。) 別表第 1 に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛  
ただし、生後 12 か月齢未満のものを除く。

- a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- b 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- c 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- d a、b 及び c に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

規則別表第 1 に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛伝染性リンパ腫検査

(1) 実施の目的

牛伝染性リンパ腫の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛  
ただし、生後 12 か月齢未満のものを除く。

- a 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- b 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- c a 及び b に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 4 牛の伝達性海綿状脳症検査

## (1) 実施の目的

定型牛海綿状脳症の清浄性を確認するとともに、非定型牛海綿状脳症の発生状況を監視するため。

## (2) 実施する区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次の月齢以上で死亡した牛

a 満96か月

b 生前に歩行困難、起立不能等であったものにあつては、満48か月

c 生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛にあつては、0か月

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## (5) 検査の方法

規則別表第1に定める検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 5 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

## (1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況の確認のため

## (2) 実施する区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12カ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

## (4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## (5) 検査の方法

規則別表第1に定める検査

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 6 アカバネ病検査

## (1) 実施の目的

アカバネ病の発生予察のため

## (2) 実施する区域

県下一円

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

- (4) 実施の期日  
原則として、令和 3 年 6 月下旬、8 月下旬、9 月下旬及び 11 月中旬
- (5) 検査の方法  
臨床検査、中和試験
- (6) その他  
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

#### 7 馬伝染性貧血検査

- (1) 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域  
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
- (4) 実施の期日  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (5) 検査の方法  
臨床検査及び血清検査
- (6) その他  
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

#### 8 豚熱検査

- (1) 実施の目的  
豚熱の発生予察のため
- (2) 実施する区域  
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
- (4) 実施の期日  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (5) 検査の方法  
臨床検査及び血清検査
- (6) その他  
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

#### 9 アフリカ豚熱検査

- (1) 実施の目的  
アフリカ豚熱の発生予察のため
- (2) 実施する区域  
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
- (4) 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び遺伝子検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 豚のオーエスキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚流行性下痢検査

(1) 実施の目的

豚流行性下痢の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法  
臨床検査及び血清検査

(6) その他  
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）検査

(1) 実施の目的  
家きんサルモネラ症（ひな白痢に限る。）の発生予察のため

(2) 実施する区域  
県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期日  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法  
急速凝集反応法

(6) その他  
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施する区域  
県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期日  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法  
臨床検査及び血清検査

(6) その他  
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 腐蛆病検査

(1) 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域  
県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂

(4) 実施の期日  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第274号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

(1) 実施の目的

豚熱の発生予防のため

(2) 実施する区域

茨城県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養されている豚及びいのしし

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

(5) 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

茨城県告示第275号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条第1項の規定に基づき、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場（原則として飼養羽数100羽以上の農場に限る。ただし、だちょうの場合は10羽以上）の所有者に対し、次のとおり報告を求める。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施の区域

県下一円

3 報告すべき事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 報告期限

各農場の毎月の飼養羽数及び死亡羽数について、翌月10日までに報告する。

また、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には



直ちに報告する。

6 その他

報告先は所轄家畜保健衛生所とする。

茨城県告示第276号

令和 3 年 2 月 2 日茨城県告示第109号 (家畜等の移動等の禁止について) は、3 月 10 日をもって廃止する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第277号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 408号
- 2 供用開始の区間 牛久市岡見町字新地2032番 2 から  
牛久市岡見町字新地2029番12まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 3 月 30 日

茨城県告示第278号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字小池字岡見道209番 6 から  
牛久市岡見町字九升蒔2319番 3 まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 3 月 25 日

茨城県告示第279号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 石岡城里線
- 2 供用開始の区間 笠間市長兔路1320番 1 から  
笠間市柏井812番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 3 月 25 日

**茨城県告示第280号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 美浦栄線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市白羽一丁目100番1から  
龍ヶ崎市八代町字宮下3873番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月26日

**茨城県告示第281号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 上新田木原線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字木原字大舟戸3243番から  
稲敷郡美浦村大字木原字大舟戸942番1まで  
稲敷郡美浦村大字木原字浜586番1から  
稲敷郡美浦村大字木原字渡戸448番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月29日

**茨城県告示第282号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 稲敷阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字土屋字池の台1977番251から  
稲敷郡美浦村大字土屋字池の台1978番12まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月26日

**茨城県告示第283号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 八代庄兵衛新田線

- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市白羽一丁目100番1 から  
龍ヶ崎市白羽一丁目100番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 3 月 26 日



**茨城県告示第284号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から 2 週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 408号
- 3 占用を制限する区域

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延長          | 摘 要  |
|------------------------------------------|------|----------------------------|-------------|------|
| 牛久市岡見町字新地2032番2 から<br>牛久市岡見町字新地2029番12まで | 旧    | メートル<br>最大 15.4<br>最小 10.0 | メートル<br>155 |      |
|                                          | 新    | 最大 15.4<br>最小 11.0         | 155         | 現道拡幅 |

- 4 占用の制限の開始の期日 令和 3 年 3 月 25 日



**茨城県告示第285号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 18 日から 2 週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 占用を制限する区域

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延長            | 摘 要  |
|----------------------------------------------|------|----------------------------|---------------|------|
| 稲敷郡阿見町大字小池字岡見道209番6 から<br>牛久市岡見町字九升蒔2319番3まで | 旧    | メートル<br>最大 38.2<br>最小 11.7 | メートル<br>1,700 |      |
|                                              | 新    | 最大 46.0<br>最小 26.8         | 1,700         | 現道拡幅 |

- 4 占用の制限の開始の期日 令和 3 年 3 月 25 日



## 茨城県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年3月18日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美浦栄線
- 3 占用を制限する区域

| 区 間                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       | 摘 要    |
|----------------------|------|--------------------|-----------|--------|
| 龍ヶ崎市白羽一丁目100番1から     | 旧    | メートル<br>—          | メートル<br>— |        |
| 龍ヶ崎市八代町字宮下3873番4地先まで | 新    | 最大 71.9<br>最小 13.3 | 612       | バイパス延伸 |

- 4 占用の制限の開始の期日 令和3年3月26日



## 茨城県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を解除することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年3月18日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用の制限を解除する区域

| 道路の種類 | 路線名      | 占用の制限を解除する区域                               |
|-------|----------|--------------------------------------------|
| 県道    | 竜ヶ崎潮来線   | 龍ヶ崎市八代町字宮下3869番5地先から<br>龍ヶ崎市八代町字白羽根8番1地先まで |
| 県道    | 八代庄兵衛新田線 | 龍ヶ崎市八代町字白羽根8番1地先から<br>龍ヶ崎市白羽一丁目100番1地先まで   |

- 2 占用の制限を解除する物件  
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由  
バイパス開通に伴い、緊急輸送道路の指定が解除されたため。
- 4 占用の制限の解除の期日  
令和3年3月26日



## 茨城県告示第288号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 向原土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 かすみがうら市上土田461番地

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 11 月 24 日

至 平成 33 年 3 月 31 日

施 行 地 区 かすみがうら市下稲吉字向原、字大工畑、字馬坂谷の各一部の区域

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 11 月 24 日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 11 月 24 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

3 変更認可の年月日 令和 3 年 3 月 18 日



茨城県告示第289号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第77条の21第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の名称及び住所

一般財団法人 茨城県建築センター

理事長 江原 秀明

茨城県水戸市笠原町978番30

2 変更後の事務所の所在地

本部事務所 茨城県水戸市笠原町978番30

県南事務所 茨城県つくば市島名2920番地(万博公園西F28街区6)

県西事務所 茨城県古河市仁連1921番地4

3 変更しようとする年月日

令和 3 年 4 月 12 日



(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第7号

令和 3 年第 3 回定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 日 時

令和 3 年 3 月 24 日 (水) 午前 11 時 30 分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

### 3 議 題

- (1) 茨城県選挙管理委員会文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令について
- (2) 令和 3 年第 5 回定例会の日程等について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

---

## 公 告

---

### ●都市計画事業の施行者の名称等

日立都市計画道路事業については、令和 3 年 3 月 10 日付関東地方整備局告示第 99 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3・3・46号 鮎川停車場線

#### 2 施行者の名称

茨城県

#### 3 事務所の所在地

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県庁

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

---

### ●都市計画事業の施行者の名称等

日立都市計画道路事業については、令和 3 年 3 月 10 日付関東地方整備局告示第 100 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3・3・46号 鮎川停車場線

#### 2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については、令和 3 年 3 月 10 日付関東地方整備局告示第 101 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画道路事業

3・3・11号 荒川沖木田余線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

茨城県土浦市川口二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県鹿島下水道事務所長 清 代 英 明

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県深芝処理場で使用する電気の供給 約9,036,100キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県鹿島下水道事務所総務課 茨城県神栖市北浜 9

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和 3 年 2 月 19 日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 秋本 展秀  
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
119,673,240円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
令和 3 年 1 月 7 日

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和 田 幸 三

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
霞ヶ浦浄化センターで使用する電気の供給 22,544,600キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 2 月 19 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー (株) 代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
291,236,355円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
令和 3 年 1 月 7 日

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和 田 幸 三

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
利根浄化センターで使用する電気の供給 24,392,200キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地



茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和 3 年 2 月 19 日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー (株) 代表取締役 秋本 展秀

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

5 落札金額又は随意契約にかかる契約金額

313,334,873 円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

令和 3 年 1 月 7 日



●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和 田 幸 三

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

西幹線ポンプ場で使用する電気の供給 約 2,071,900 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和 3 年 2 月 19 日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

鈴与電力 (株) 代表取締役 杉山 高広

静岡県静岡市葵区栄町 1 番地の 3

5 落札金額又は随意契約にかかる契約金額

23,156,432 円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

令和 3 年 1 月 7 日



●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和 田 幸 三

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
潮来浄化センター外 7 箇所で使用する電気の供給 3,542,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和 3 年 2 月 19 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
鈴与電力 (株) 代表取締役 杉山 高広  
静岡県静岡市葵区栄町 1 番地の 3
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
53,303,186円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
令和 3 年 1 月 7 日

~~~~~

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和 田 幸 三

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
那珂久慈浄化センター外 11 箇所で使用する電気の供給 約 17,190,500キロワット時
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
 - 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 2 月 19 日
 - 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー (株) 代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
 - 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
249,836,159円 (消費税及び地方消費税抜き額)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
令和 3 年 1 月 7 日
- ~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸 三

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で使用する電気の供給 約8,272,600キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 2 月 19 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー (株) 代表取締役 秋本 展秀
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
118,299,460円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第98号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
令和 3 年 1 月 7 日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸 三

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
さしまアクアステーション外 4 箇所を使用する電気の供給 約3,959,900キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 2 月 19 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
鈴与電力 (株) 代表取締役 杉山 高広
静岡県静岡市葵区栄町 1 番地の 3
- 5 落札金額又は随意契約にかかる契約金額
58,279,818円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第98号) 第 4 条第 1 項の公告又

免 許 番 号	対 象 漁業権者 〔漁業協同組合〕	目 標 増 殖 量											
		ふ な (kg)	う な ぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	た な ご (千尾)	う ぐ い (kg)	あ ゆ (kg)	か じ か (千尾)	や ま め		さ くら ま す (kg)	い わ な	
									稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)		稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)
茨内共 第 5 号	鬼 怒 小 貝	150	15				300						
	関 東	125	10										
	鬼 怒 利 根	50	10										
	小 計	325	35				300						
茨内共 第 6 号	鬼 怒 小 貝				3								
	関 東	75	10										
	小 計	75	10		3								
茨内共 第 9 号	新 利 根	400		50									
茨内共 第 10 号	新 利 根	100		50									
茨内共 第 11 号	新 利 根	100	10										
茨内共 第 12 号	霞 ケ 浦	200											
	桜 川	200		200			10						
	小 計	400		200			10						
茨内共 第 13 号	那 珂 川 第 一	100	100	300						100			
	那 珂 川	100	50				300	2	5	50			
	小 計	200	150	300			300	2	5	150			
茨内共 第 14 号	大 湊 沼	200	100	1,000			10						
茨内共 第 15 号	久 慈 川	350	100			500	2,000		40	800	200	3	
茨内共 第 17 号	大 北 川	350	5	100			300			750			5

(注) 1 特設漁場への放流分は除く。

2 こいについては、コイヘルペスウィルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間、放流を見合わせる
こととし、目標増殖量は公示しない。

3 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。その際の数量は別に
定める計算式により算出するものとする。

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、産卵場造成等の増殖手段を講ずること。



規 程

(病院事業管理者)

茨城県病院事業管理規程第15号

茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

茨城県病院局組織規程の一部を改正する規程

茨城県病院局組織規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中のこころの医療センター欄を次のように改める。

こころの医療センター	第一医療局，第二医療局 総合診療部 栄養科，薬剤科，研究検査科，心理室 児童思春期部 リハビリテーション部 リハビリテーション科 地域診療部 司法領域部 福祉連携サービス部 地域医療連携室，医療福祉相談室 看護局 事務局 総務課，医事課，経理課，施設課
------------	--

別表第1 県立こころの医療センターの分掌事務の表を次のように改める。

〔県立こころの医療センター〕

第一医療局

総合診療部

- 1 主に精神科系の専門的医療に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること（第一医療局の所管に係るものに限る。）。

栄養科

患者の給食及び栄養指導に関すること。

薬剤科

- 1 調剤及び製剤に関すること。
- 2 医薬品の検査，保管及び受払いに関すること。

研究検査科

- 1 診療に係る医学的検査に関すること。
- 2 保存血液の供給管理に関すること。

心理室

患者の心理検査，心理療法に関すること。

児童思春期部

児童思春期精神科医療に関すること。

リハビリテーション部

患者の社会復帰に向けたリハビリ療法に関すること。

リハビリテーション科

デイケア及び作業療法に関すること。

第二医療局

地域診療部

- 1 主に精神科医療の地域連携に関すること。
- 2 医療器材の保守管理に関すること (第二医療局の所管に係るものに限る。)

司法領域部

触法精神障害者への医療に関すること。

福祉連携サービス部

地域医療連携室

- 1 精神科医療機関や関係機関との連携推進に関すること。
- 2 アウトリーチに関すること。

医療福祉相談室

- 1 精神科医療及び福祉の相談に関すること。
- 2 入院患者のケースワークに関すること。

看護局

- 1 患者の看護及び診療補助に関すること。
- 2 患者の保護に関すること。

事務局

総務課

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 職員の身分及び服務に関すること。
- 3 職員の研修, 能率及び福利厚生に関すること。
- 4 文書の收受, 発送及び保存に関すること。
- 5 病院施設の管理に関すること。
- 6 県有財産の管理に関すること。
- 7 保安及び清掃に関すること。
- 8 病院事業に係る広報に関すること。
- 9 他課等の所管に属しないこと。

経理課

- 1 会計に関すること。
- 2 予算の経理に関すること。
- 3 物品等の出納及び保管に関すること。

医事課

- 1 患者の受付及び入退院に関すること。
- 2 診療費の請求に関すること。
- 3 病院統計に関すること。
- 4 証明事務に関すること。

施設課

- 1 病院施設内設備の管理に関すること。
- 2 病院施設の維持補修に関すること。

睡眠医療クリニック

- 1 睡眠医療に関すること。

2 医療器材の保守管理に関すること（睡眠医療クリニックの所管に係るものに限る。）。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第16号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(1) 特殊業務従事者手当

第 8 条第 5 項第 1 号中「全部が深夜」の次に「（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）」を加える。

第 8 条第 8 項第 2 号中「又は」を「,」に改め、「衛生検査技師を含む。」の次に「又は臨床工学技士」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

13 特殊業務従事者手当は、病院に勤務する職員が、病院事業管理者の認める特殊な環境の下において心身に負担を与えると病院事業管理者が認める業務に従事したときに支給するものとし、支給額は、病院事業管理者が別に定める額とする。

第 9 条第 2 項中「又は」を「,」に改め、「衛生検査技師を含む。」の次に「又は臨床工学技士」を加える。

付則第26項中「4,000」を「6,000」に改める。

別表第 2 中

施設課長
係長
副主査
医療福祉相談室長
地域医療連携室長

を

施設課長
係長
副主査
医療福祉相談室長
地域医療連携室長
心理室長

に、

施設課長
係長
副主査
医療福祉相談室長
地域医療連携室長
主任

を

「施設課長
係長
副主査
医療福祉相談室長
地域医療連携室長
心理室長
主任」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 8 条第 8 項第 2 号及び第 9 条第 2 項の規定は、令和 2 年 12 月 1 日から、改正後の規程第 8 条第 1 項第 11 号及び第 13 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から、改正後の規程付則第 26 項及び別表第 2 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

指 示

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

久慈川支流里川における水産資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項の規定に基づく同法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 18 日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 杉 則 行

次表左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、試験研究、教育実習又は増養殖用種苗の供給を目的とするものとして茨城県内水面漁場管理委員会の承認を受けたものは、この限りでない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
久慈川支流里川のうち中の沢	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

久慈川支流里川における水産動物の採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 3 年 3 月 18 日付け茨城県内水面漁場管理委員会指示第 1 号に係る水産動物採捕の承認に関する取扱いについては、次のとおりとする。

(申請書の提出)

第 1 水産動物採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 久慈川漁業協同組合の同意書（写し）
- (2) その他委員会が必要と認めた書類

(承認証の交付)

第 2 委員会は、水産動物採捕を承認したときは、承認証（様式第 2 号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

第 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、承認証を携帯しなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、採捕状況を採捕終了後速やかに委員会に報告しなければならない。

(承認内容の変更)

第 4 承認を受けた者が、承認内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出して、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、第 1 の規定を準用する。

(変更の承認)

第 5 委員会は、第 4 の変更を承認したときは、遅滞なく承認証を書き換えて交付する。

(様式第 1 号)

水産動物の試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

久慈川支流里川における水産動物採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 採捕の目的

2 計画の概要

(1) 採捕の場所

(2) 採捕の期間

(3) 使用する漁具及び漁法

(4) 採捕に従事する者の住所及び氏名

(様式第 2 号)

茨内 第 号	
久慈川支流里川における水産動物の採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
使用する漁具 及 び 漁 法	
採捕従事者の 住所及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城県内水面漁場管理委員会 会 長 高 杉 則 行	

(様式第 3 号)

水産動物の試験研究等採捕の承認内容変更申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

さきに承認を受けた久慈川支流里川における水産動物の採捕について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

1 承認番号

2 変更しようとする事項

項 目	現 在 の 承 認 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容

3 変更しようとする時期

4 変更しようとする理由

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)